五歳から九歳まで	五八、〇〇〇、五二〇、八三三円	四五七、六九六人
十歳から十四歳まで	五七、八〇二、〇九二、三二五円	五三四、三三〇人
十五歳から十九歳まで	六〇、四七八、〇六九、五六二円	六三〇、〇九一人
二十歳から二十四歳まで	七六、八四四、二三一、一四三円	八六一、三六六人
二十五歳から二十九歳まで	一〇〇、八二三、八三六、三二九円	八五四、一六八人
三十歳から三十四歳まで	一二五、二三八、八〇三、三一三円	八〇九、五一一人
三十五歳から三十九歳まで	一七二、八六八、五四四、六四六円	九四二、八六五人
四十歳から四十四歳まで	二三七、二七四、一〇〇、〇八五円	一、一〇八、八七九人
四十五歳から四十九歳まで	三三七、九一四、七〇六、八六一円	一、二八七、一六四人
五十歳から五十四歳まで	四八六、四四三、七一九、二一八円	一、五三三、七七六人
五十五歳から五十九歳まで	五七八、七八三、七六八、八八八円	一、五二六、六二一人
六十歳から六十四歳まで	八六九、四二七、五六二、三五三円	二、〇五四、一五四人
六十五歳から六十九歳まで	一、六三二、四一八、三六五、二八八円	三、八三三、八〇〇人
七十歳から七十四歳まで	三、二八九、九七一、九三二、一四五円	五、九四七、九三三人

○厚生労働省告示第二十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第五項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

六二三、三五七円

○厚生労働省告示第二十二号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十条第三項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

六一九、一六七円

○厚生労働省告示第二十三号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十一条第三項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

七三〇、六五四円

○厚生労働省告示第二十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十一条の二第三項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条の二第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

六二三、三五七円

○経済産業省告示第三号

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第十九号）別表第一第二表の規定に基づき、旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（令和六年経済産業省告示第百号）の全部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。

令和八年一月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29～令和5年度平均
全産業自己資本利益率	10.75	10.38	9.20	7.55	10.83	12.80	13.06	
公社債利回り実績値	0.13	0.13	−0.01	0.05	0.07	0.44	1.02	
自己資本報酬率適用率（β値：0.6）	6.50	6.28	5.52	4.55	6.53	7.86	8.24	6.50 (A)

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	0.64
平均実績有利子負債利子率(B) （格付格差（0.085％）補正後）	0.73

（参考）事業報酬率（(A)×35％＋(B)×65％）

需要家数30万戸以上の事業者	2.69
需要家数30万戸未満の事業者	2.75

○経済産業省告示第四号

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）別表第三第二表の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十九年経済産業省告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年一月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正